

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	入園の制限等		
根拠法令・条項	堺市立農業公園条例第14条及び第15条		
所 管 課	農 政 部 農 業 公 園 担 当		
処 分 基 準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、公園への入園を拒絶し、又は退園を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品若しくは動物の類いを携行する者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害すると認められる者 (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げる者のほか、公園の管理上支障があると認められる者 第15条 何人も、公園内において、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為 (2) 公園内の建物、附属設備、器具備品等を破損し、又は滅失する行為 (3) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷する行為 (4) 竹木を伐採し、又は採取する行為 (5) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他汚物を捨てる行為 (6) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があると認められる行為 (堺市立農業公園条例第14条各号と15条1項) (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、堺市行政手続条例第13条第2項第1号の規定に該当するため、手続を省略する。	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		